

食料・農業・農村政策審議会
食料産業部会懇談会
議事録

農林水産省食料産業局企画課

食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会懇談会
議事次第

日 時：平成 25 年 2 月 18 日（月）10:00～11:54
場 所：農林水産省第 3 特別会議室

1. 開 会

2. 挨 捶

3. 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP 支援法）について

4. 報告事項

- (1) 平成 24 年度補正予算、25 年度当初予算の概要
- (2) 「食品産業の将来ビジョン」のフォローアップ
- (3) 「株式会社農林漁業成長産業化支援機構」について
- (4) 「バイオマス事業化戦略」について
- (5) 「介護食品のあり方」について
- (6) 「食と農林漁業の祭典」について

5. 閉 会

○國井企画課長 皆さん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、「食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会懇談会」を開催させていただきます。

皆様方におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私、本日、進行役を務めさせていただきます食料産業局企画課長の國井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、開催に当たりまして、針原食料産業局長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○針原食料産業局長 食料産業局長の針原でございます。本日は、お忙しいところ、委員の皆様には御出席していただき、心から御礼を申し上げます。

本部会は、夏に持ち回りで1度開催いたしましたが、このように集まったのは「食品産業の将来ビジョン」を議論していただいた昨年の3月以来、1年近くたつわけでございます。この間様々なことがございましたが、特に、昨年暮れに新しい政権ができました。安倍政権のロケットスタートということで、私どもは年末年始を返上して、補正予算、本予算等々の新しい政策に取り組んでいるところでございます。

経済状況は、おかげさまをもちまして株価も回復しつつあり、これを本当に実体経済に反映させるということで、政府の中では本格的な政策の検討が始まっているわけでございます。本日の産業競争力会議におきまして、林大臣が夕刻プレゼンテーションを行うということで、攻めの農林水産業の中身について紹介していくわけでございます。

そのような中で、例えば輸出戦略を今度立ち上げました官民ファンドを使ってさらに進めていくとか、農林漁業、農山漁村を核にした色々な産業化を進めるためのいわゆる6次産業化等々の施策にもう少し馬力をかけるとか、農業の体质強化のために格段の政策を打ち出すとか、そういうことを進めていかなければならないわけでございます。林大臣からも、攻めの立場で改革を進めるよう御指示が来ているわけでございます。

これを受けまして、農林水産省におきましては、1月29日に大臣を本部長とします攻めの農林水産業推進本部を設置いたしました。この中では、日本型の直接支払い、担い手の総合支援というような制度面での具体的な展開を図る検討が行われます。また同時に、我が国の農林水産業の強みを生かした内外の市場開拓、付加価値の創造、そのための具体的戦略の策定ということも課題になるわけでございます。

食料産業局といたしましても、まさにこの攻めの農政の中核部分を担う局という自覚のもとに、局の発足以降、イノベーションとバリューチェーンということを合言葉に、様々な施策の再編成、新規施策の実施を推進しております。

特に、アメリカのカーニー社の推計でございますが、現在の日本を除く世界の食のマーケットというのが現在340兆円ぐらいあると推定されておりますが、10年後、2020年にはこれが倍の680兆になる、プラス340兆のマーケットの拡大、これを日本経済の成長エンジンとして活用できないかということも含めた検討をしていきたいなというふうにも考えているわけでございます。

本日は、そういうこれから的新しい政策を打ち出すに当たりまして、これまで私どもが展開しております、例えば今度の補正予算、新予算の内容、あるいは昨年つくっていただきました食品産業の将来ビジョンが今どういう立ち位置にあるのか、あるいは2月1日に営業を開始いたしました農林漁業成長産業化ファンド、私どもはこれをA-FIVEという名前で呼んでおりますが、その内容、それからバイオマス、介護食品、それと食と農林漁業の祭典等々の新しい政策の実施状況を御報告いたします。

それに先立ちまして、法律上の課題になっております食品の安全性を確保するための体制整備のための法律、いわゆるHACCP支援法、今年の6月30日に法律の適用期限が切れるものですから、その内容についてもまずはお聞き取りいただきたい、御意見を伺いたいと考えているわけでございます。委員各位におかれましては、ぜひ忌憚のない御意見をいただきまして、私どもの政策のさらなる充実に御助言いただければと思っております。

簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

○國井企画課長 ありがとうございました。カメラ撮影につきましては、冒頭までとなつておりますので、カメラをお持ちの方はよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の委員の皆様の御出席状況でございますけれども、新浪委員、石渡委員、佐竹委員におかれましては、日程の調整がつかず御欠席となっております。農林水産省側の出席者は、お手元の座席表のとおりでございます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料一覧にございますように、議事次第、委員名簿、資料1から資料7までを配付しております。資料1は資料番号が抜けておりますが、HACCP支援法関係の資料が資料1でございます。不足などがございましたら、お申しつけいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、恐縮でございますけれども、山口部会長におかれましては、以後の司会をよろしくお願ひいたします。

○山口部会長 改めまして、おはようございます。これより私のほうから議事を進行させていただきます。お忙しい方ばかりであります。差し繰りまして御出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日の議事でありますが、最初にこの通常国会に提出を予定されております食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法、いわゆるHACCP支援法について、事務局より簡単に説明をもらった後、意見交換を行います。

次に、事務局から報告事項が6点とたくさんありますので、前半と後半に分けまして、報告事項(1)から(3)について続けて説明をしてもらって、まとめてそれらについての意見交換、そして残りの報告事項(4)から(6)について同じような進め方ということでやりたいと思いますので、時間が限られておりますが、ぜひ円滑な進行に御協力いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

なお、いつもどおり本会議は公開であります。皆様の御発言については、議事録としてまとめまして、皆様に御確認をいただいた上で公表させていただきますので、よろしくお

願いいたします。

それでは、先ほどお話ししました最初の食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP支援法）について、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○國井企画課長 それでは、HACCP支援法について、私のほうから御説明させていただきます。資料1をごらんいただきたいと思います。1枚おめくりいただきますと、目次がついてございますが、1ページ目から順次簡単に御説明させていただきます。

まず、1ページ目でございますけれども、ここはHACCP支援法の概要を記載してございます。もう既に御存知の方もいらっしゃると思いますけれども、HACCPというのはどういうことかということが左側に書いてございます。原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理のシステムでございます。このシステムを導入する前に比べて、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、危害要因の追及を容易にすることが可能になると言われているものでございます。

こういったHACCPでございますけれども、私どものほうで所管しておりますHACCP支援法とはどういうものかというのがその右側に記してございます。この法律は、食品の安全性の向上と品質管理の徹底に対する社会的な要請がございまして、食品製造業界全体にHACCPの導入を促進するために、私どもと厚生労働省の共管ということで、平成10年5月に制定したものでございます。法の有効期限が5年ごとということで制定しておりますので、以降5年ごとに延長をしてきたものでございます。

この法律の中身でございますけれども、下にスキーム図を書いてございますが、農林水産大臣と厚生労働大臣が基本方針を定め、これに基づく高度化基準というのを指定認定機関と呼ばれる事業者団体が作成いたします。この高度化基準に基づいた計画を事業者の方が作成し、認定を受けますと、日本政策金融公庫による施設整備に対する長期低利融資が受けられるというのがこの法律の中身でございます。このことによって、HACCPに対応した工場及び運用体制の整備を支援しようというものでございます。

続きまして、2ページでございますけれども、ここは法律の経緯等について記してございます。法律の仕組みは、先ほど御説明したとおりでございますけれども、平成10年に制定いたしまして、15年、20年とそれぞれ中身を若干改正いたしまして、現在に至るわけでございますが、冒頭局長から説明がありましたけれども、本年の6月30日までに廃止するものとするということが附則で定められております。この法律は自動的に廃止されるものではございませんので、廃止するにせよ、延長するにせよ、中身を改正するにせよ、必ず法律を出さなければいけないというような仕組みになっているわけでございます。

法に基づく支援措置は、先ほど御説明したとおり、長期低利融資が一つでございますけれども、それ以外に法律の外でこれまで税制や予算等の措置を講じてきているということでございます。

続きまして、3ページでございます。こういった法律に基づきHACCPの導入を支援してきたわけでございますけれども、現在、食品製造業において導入状況がどうなっているかということについて記しているところでございます。

右の下の方に表を載せておりますけれども、これをご覧いただくとお分かりのとおり、大規模層、販売金額50億円以上の企業においては、約7割の事業者が既に導入をしておりますけれども、他方、中小規模層、特に我々は1億～50億円の規模の層を中心とする支援対象としているわけでございますけれども、ここは残念ながらまだ27%ということで、なかなか導入が進んでいないという実態にございます。

24年度にこの層に50%の導入を図るということを前回の改正時に目標として掲げたわけでございますが、その際、導入予定時期が必ずしも5年以内ではなかった方、時期未定など、喫緊にやるというふうに答えたわけではなかった方も含まれてはいますけれども、こういったことで現在27%の状況になってございます。

要因はどんなことが考えられるかということですけれども、大きく分けますと2点あるのかなというふうに分析をしております。1つは、世界的な景気低迷が続いているとして、事業者が設備投資を抑制しておられるということです。2点目は、このシステムは実際導入・維持・管理を行うためには、やはり人材が必要になりますので、中小の場合にはこういった人材が不足しているということが原因かなと分析をしているところでございます。

他方、HACCP導入による効果というのもいろいろと聞いておりますけれども、そこに掲げてありますように、品質・安全性の向上ですとか、従業員の意識の向上とか、効果というものは相当あると思っておりますが、導入における課題というのが、先ほど申し上げた2点を中心に、やはり設備の問題、人の問題、いろいろ出てきているわけでございます。

続きまして、4ページ、5ページには、国内のHACCPの認証制度と、それから海外のHACCPの認証制度について、概要と導入状況を簡単にまとめております。

国内においては、食品衛生法に基づく通称「マル総」と呼ばれる総合衛生管理製造過程承認制度というものがございます。また、都道府県ごとに自治体HACCPと呼ばれる取組を独自にされているところも、35の自治体でございます。それから、業界団体が自分たちの業界の中で、HACCPの導入を進めるために独自の認証を行っている場合もあれば、また、大手の小売業者等がHACCPの概念を取り入れた衛生管理基準を定めて、取引先にこの管理を要求しているといったような場合もございます。

海外でございますけれども、4点ほど挙げておりますが、アメリカとEUはそれぞれHACCPの導入を義務付けているというようなことでございまして、特に我が国においてはこの両国に対して水産物を輸出する際にこの認証が必要となるということで、一番課題になっている分野でございます。

それから、国際標準化機構、ISOでは、ISO22000と呼ばれる食品安全マネジメントシステムを認証しておりますし、その他、FSSCとか、SQFとか、複数の規格がありまして、こういった国際的な認証も行われているところでございます。それから、国内と同様に大手小売

業者による取組も行われております。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思います。こちらでは、食品製造事業者において衛生管理、品質管理の取組というのはどういうふうに行われているかということを簡単に図を使って記しているわけでございます。実際、HACCPを導入するまでに、食品製造事業者というのはどういった手順で行っているのかということに着目をいたしますと、まずは、図のピラミッドの下の部分でございますけれども、室温管理ですとか、殺菌方法など、衛生管理、それから品質管理について、この製造過程の管理の高度化を行うことができるようになるための基盤を整備すること、一般的な衛生管理でございますが、これに取り組んで、その後でシステムとしてのHACCPを導入するという過程に取り組むことによりまして、この法律で言っております製造過程の管理の高度化が図られているところでございます。

ですので、左に書いてありますけれども、高度化基盤整備というものは、品質向上面、例えば製造上の品質に関する事項、匂い、味、固さというものをチェックする。それで、衛生管理面については、衛生管理に関する事項、加工場の室温ですとか、原料の殺菌方法、従業員の健康管理等、こういったことに取り組んでいるということでございまして、それらを整えた上で、先ほど御説明したHACCPのシステムを導入しているということでございます。

この管理の高度化が行われることによって、食品の安全性の向上、品質の向上、そして飲食に起因する衛生上の危害の防止、言わば「食品衛生法の違反を起こさない蓋然性を高める」というふうに記してございますが、食品の安全性の向上等に効果があると考えております。

7ページでございますけれども、ここは食品の製造過程の管理の高度化に係る施設・設備、それからシステムですが、イメージを図に示しております。下の部分が高度化基盤整備と呼ばれるもので、左側に従業員教育、コンプライアンスの徹底等というのを図で示しております、右側にはハードですね、施設・設備の整備ということで、実際にどういうものを導入して行うのかということで、幾つか施設の例を示してございます。

その上で、上の部分でございますけれども、HACCPのシステム、HACCPチームを編成し、危害要因、管理基準等の科学的分析を行って、重要管理点での継続的な監視・記録等を行うというのがHACCPのシステムでございますけれども、こういったものを合わせて行っていく。これが人材確保ですか、技術的知識の問題ですか、課題がありまして、現在なかなか導入が進んでいないといった状況にございます。

続きまして、8ページでございます。では、食品の安全性の向上ということですが、実際、一番問題となるのはやはり食中毒等の事件でございますけれども、近年、食品事故を見ますと、その下に幾つか事件の例とそのときの要因が書いてありますけれども、基本的にHACCPシステムそのもので問題になったというよりは、その前段階の高度化の基盤整備に係る部分がやはり不足しているというふうに我々としては分析をしておりまして、ここ

ところをきっちりと今後やっていくということが必要ではないのかなと考えているところでございます。

それから、9ページでございますけれども、今回、私ども法律の期限を迎えるに当たって、いろいろな有識者の方からこの点についての意見を頂戴してきたわけでございますが、それについてこちらに簡単に記してございます。左側に高度化基盤整備の内容や重要性の認識不足、右側に高度化基盤整備に関する制度面の問題点というふうに、幾つか記してございますけれども、総じて、高度化基盤整備に係る対応について、事業者の認識不足、それから制度面の問題があって、十分なものとなっていないということで、当該対応ができる初めて取り組めるHACCPが進まないのではないかというような御指摘をいただいたところでございます。

10ページは参考ということで、それ以外にもいろいろ御意見がありましたので、記してございますが、ここは省略させていただきたいと思います。

続きまして、11ページでございますが、ここが私どもが今考えていることが一番端的にまとめられているページでございます。要は、高度化基盤整備の部分を今後しっかりとやつていこうというふうに考えているところでございます。

考え方については、そこに書いてございますけれども、下に掲げてあるように、厚労省の技術的助言の規定等を国際的な規格や認証と比較して、規定が必要と考えられる事項、それから過去の事故ですか、あるいは業界のガイドラインなどを踏まえて、食品群ごとに強化すべき事項というのを国のほうでしっかりと整理をして、これを広めていきたいと考えています。

そうすることによって、なかなか一気にHACCPの導入までは行きにくいというような中小の食品製造事業者に対しまして、まずは高度化の基盤整備をしっかりとやって、その上でHACCPというような、段階的にHACCP導入に取り組む手順を明確化することができるのではないかということ。それから、中小の食品製造事業者や、あるいは6次産業化を私どもの局で進めておりますけれども、こういった6次産業化に取り組む事業者等の新規参入者がまず目指すべき衛生管理、品質管理の基準を明確化することができるのではないかというようなことを考えていました。それから、あと、何よりも国民の安全性の確保、食品事故の未然防止につながるのではないか。さらに言えば、国際的な規格・認証との整合性を図るということで、今後、輸出に取り組む場合にも、その基盤ができるのではないかと考えてございます。

ということでございまして、最後の12ページでございますけれども、今回のHACCP支援法を改正するに当たって、私どもが考えている論点というのは大きく分けると2つありますのかなと思っています。

1つは、食品の安全性の向上というのがこの法律の第一の目的でございますけれども、この法律の有効期限の到来を迎えて、どのように見直していくらいいのかということでございます。それから、2点目は、輸出戦略におけるHACCP推進の意義ということで、これ

は私どものところでも輸出戦略をとりまとめたわけでございますけれども、この改正の方向が輸出の促進につながるものになっているかどうかということでございます。

若干長くなりましたがけれども、私のほうからの説明は以上でございます。

○山口部会長 ただいまの説明をベースにして、このHACCP支援法のちょうど切れ目のところで、次に向けてどういう見直し、あるいはこの法そのものについての考え方、いろいろ御意見があると思いますが、御意見がある方、どうぞ。

○三村委員 大変重要な論点だと思っております。2点だけ申し上げたいと思うんですが、やはり一番の問題は、中小企業ですと零細な事業者が多いということに対して、どのように工夫していくかということだと思います。

そうなるときに、基本的に全体的にカバーしていくという考え方があるのですが、少し重点化していくとか、どちらかというと、少し戦略化していくという形の中で、少しづつ業界とか分野をある意味で選びながら進めていくという方法もあるのかなと。もちろん、全体を常にカバーしてということが前提なのですが、そういったような工夫があってもいいと思っております。

そうすると、たとえ中小企業分野であっても、地域的に特産物を加工してなかなか優れたものを出しているというようなところで、少しづつ水準が上がっていく、やはりできていくということが見えてきますと、ほかのところにも刺激になってくると思いますので、ちょっと重点化という考え方を入れていいのかなということあります。そこに集中的に人とか、あるいは資金的なものを投下していくことで少しづつ進めていくという考え方かなと思います。

第2点は、小売業との関係は非常に大事だと思っております。大手のところに関してはそれぞれ独自におやりになるというのは当然であります、恐らく多くの食品小売業、例えば中小であったり、ローカルであったり、ローカルのスーパー・チェーンはたくさんあるわけですけれども、そことの関係でどうしていくかということも大変重要だろうと思います。

そうすると、例えば業界ごとにとか、県ごとにというような基準が混在している状況というのは決して望ましいことではありませんので、できるだけ共通化したものをつくっていくことを、それを流通、あるいは小売業との関係の中で浸透させていく必要があるのかなと。

HACCP支援法は、どちらかというと、製造段階に重点を置いて支援していくという法律であるわけですが、それを浸透させるためには、どうしても流通とか、小売段階での協力は大変大事でありますので、特にそういった食品関係の小売業とどういうふうにうまく連携するか、あるいはそこの関係者の意識、あるいは啓発をどういうふうに進めていくということもあわせてお願ひできればと思います。

以上です。

○山口部会長 大きく2点だと思います。1点目は、特に中小企業が問題なわけですか

ども、そういうあたりの改善を実質的にしていくためには、重点化による実効を上げていくということが必要なのではないかというのが1点目。2点目は、小売がそれぞれ大手を中心にHACCP独自のものをつくったりしているわけですが、これを業界全体として共有化をし、その共有した部分をみんなで浸透させていく、こういう観点が必要ではないか。この2点だと思いますが、事務局から御質問に対する説明等があれば、どうぞ。

○國井企画課長 御意見、ありがとうございました。まず、1点目の少し施策を重点化してやっていくべきではないかというようなことでございますけれども、おっしゃる点についてもごもっともな点は非常に多いと思います。

ただ、実際法律ができた平成10年のころ、業界でHACCPの導入というのが大手企業を中心進んで、今、中小企業のほうが先ほど申し上げた理由でなかなか進まないというようなことでございます。

そこで、確かにやみくもに導入しよう、導入しようといつてもなかなか進まないので、そういった意味で、特にHACCPというのは、最後、実際のところはシステムを回すときに、人がいたりとか、チームをつくったりとか、いろいろやらなければいけないわけですが、資料でも御説明したとおり、まず基盤の部分、実際の施設整備ですとか、初步の衛生管理の5Sとかいいますけれども、そういったところをまずやっていかなければいけないのでないかと考えています。そういう意味で、そこを今後国のほうで、業種ごと、それから食品群ごとにどういうことをやるべきかというのをしっかりと整えて、それを普及していくとしています。

そういう意味では、実際、全てにつくるというのはなかなか時間もかかりますので、実際に重要なといいますか、まず最初に取り組んでいくところはどういうところにするかということを選びながら、段階的に当然全ての業界に広げていこうと思っていますので、そういうことをやりながら、徐々に浸透させていければいいなと考えているところでございます。

それから、小売業との関係についても御指摘ございました、それでやっていて、ばらばらでは進まないのではないかということで、確かに御説明したとおり、県ごとにHACCP、認証制度があつたり、業者ごとに自分たちのやり方を進めているというのはおっしゃるとおりでございますけれども、HACCPということに関しては、コーデックスのグローバルスタンダードのHACCPというのがどこの認証制度においても核にあるわけでございまして、そういう意味では多少マネジメントを入れていたりとか、若干の違いはあるのですが、実際にコアになる部分というのは全て共通しているものだというふうに私どもは考えています。

ただ、そういう中で、これまで国の方で一般的な衛生管理の部分というのをどうするかということについては、これまで厚生労働省の食品衛生法で最低限の基準を定めて、これを守りなさいということでやっていたわけだけれども、実際にどういうふうにやつたらいいのかというのはこれまで必ずしも明らかではなかったので、それを今回法律改正に合

わせて、私どものほうでもう少しきめ細かく、それを見れば大体どういうことをすればいいのかというのが食品ごとに分かるようなものを整えていこうと思っていますので、そういうものがだんだん広まってくれば、当然それぞれの認証制度も、そういった考え方を中心に取り入れていっていただけるようになるのではないか、また、そうしなければいけないと考えておりますので、そういうことをもって徐々に中身を共通化していくようなことにつなげなければと、現在こういうふうに考えているところでございます。

○山口部会長 2点両方について、多分共通のベースがあるのだと思います。つまり、もともとHACCPというのは品質管理の基準を高度化していくということが目的なわけですけれども、いろいろな事故が出てくるのは、実は高度化以前の基盤の部分で問題を起こしている、非常に初歩的なことが多いわけです。そうすると、高度化のベースになるそういう部分をしっかりとやる必要があって、それをプレーヤーという意味で言えば、当然中小のところを強化する必要がありますし、それから今度、内容のほうから言うと、今の話のとおり、食品衛生法で非常に大枠で全部守らなければいけないわけすけれども、しかしそういう中小の人たちは実際にどの部分をどういうふうに手をつけていけばいいのかというあたりが不明確で、そういう要素別の明確化ということが多分このHACCPの中で、高度化とは言いながら実際にはその要素をそれぞれごとに高度化していくということですから、そうすると要素がそれぞれ明確になってきて、それがそういう中小の人にも、あの辺をいじればいいのかということがより明確になるということだと思います。

ですから、おっしゃるとおり、何から何までできるわけではないので、内容として支援する際にどういう重点項目をより明確化していくかというようなあたりは必要な気がします。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○小瀬委員 過日、会社の食堂でたまたま同じテーブルに品質保証部の人間がおりましたもので話をしておりますと、最近HACCPのセミナーが毎回満員であるというふうな話をしておりました。食品産業センター主催のHACCPのセミナーは定員をオーバーして、急きよ会場を変えるというふうなことが起きていますよというような話を聞いています。

そういう意味では、今、HACCPへの関心というのが非常に高まっているというようなことが、受入れ側にも言えるのではないかと思っております。

ただ、説明がありましたように、片方で導入率がなかなか上がっていらないという現実があるわけですけれども、機運からいけば、このタイミングというのは非常に重要なタイミングであるのかなということを感じております。

私どもの話をしても余り意味はないのですけれども、私どもは99年に静岡のレトルト工場でマル総を入れまして、それ以降、製造部門全体に関してはISOの中でHACCPの考え方を取り入れて運営している、簡単に申し上げればそういうことでございます。

いかにこれを導入促進をするか、あるいは実効性があるものにするということが論点でありますけれども、少し観点が外れるかもしれませんけれども、私は一つは経営者そのも

のこの重要性に対する認識がどれだけ強いかということが、取り組みへのスピードであったり、質というものを決める最大の要素ではないかなと思っているわけでございます。そういう面では、環境的に、基本はやはり食の製造メーカーとしての責務の問題、安全性の問題、品質の問題があるでしょうし、先ほども一部出ておりましたけれども、やはり社内外の取引関係の中での要望というのも随分出てきている。あるいは、リスクという問題もありますけれども、ここのよき意味での経営者に危機意識をどのように持たせ、感じさせていくかというのが、ちょっと観点は違いますが、重要な問題かなと思います。それが1点です。

それから、未導入の企業から見れば高度化ということになるのでしょうかけれども、ちょっと誤解があればお許しいただきたいのですけれども、やろうとしている内容というのは、食のメーカーとしては何も高度なことではなくて、日々やらなければならない基本的な当たり前の内容であるのだなと感じて、誤解があればごめんなさい、そういうことからいくと、言葉はしようがないのでしょうかけれども、高度化基盤整備という、高度化、高度化というのは、決して何も高度なことをやろうとしているのではないので、表現自体が何か難しい、高いバーみたいな印象を与えるのかなというのが2点目でございます。

それから、具体的な内容はわかりませんので、担当部署に少し聞きますと、やはり人への投資でございましょうか、そこへの支援できる仕組みの充実というのが必要であろうということを聞いております。

あと1点だけ申し上げておきます。これも聞いたことでございますけれども、現場で継続的に取り組んで、そして効果を上げるというふうなことであれば、より現場実態に合った、より具体的で、よりわかりやすいガイドラインをつくって、普及、あるいは指導していくことが大事であろうということで、ヒアリングをさせていただいたということを申しあげておきます。

以上であります。

○山口部会長 ありがとうございました。経営者意識が大事というのは、ISOにしても、HACCPにしても、まずあれのいろいろな審査のときに冒頭にそういう部分がありますよね。ですから、これがしっかりとあちこちで行われるようになれば、まずはそういう意識、そもそもやろうというふうになってくれれば、それでその意識の部分はかなり進むわけですけれども、そういう意味ではこの制度の果たす役割というのは大きいだろうと思います。

それから、今の御質問で、非常に基礎的なことをやる話で、高度化という言葉にはやや違和感ありという御指摘と、それからできるだけ現場の積み上げなわけですから、現場ベースでしっかりとやれるような、現場的具体論といいますか、そういう内容にぜひしてほしい、特にこの2点だと思いますが、いかがでしょうか。

○國井企画課長 ありがとうございました。簡単にお答えしたいと思います。経営者の意識が非常に重要だということでございましたけれども、それはまさに同感でございまして、例えば夏に北海道で0-157、浅漬けの事件が起こりましたけれども、これは亡くなられた方

もたくさんおられました。それで、実際に出したところはつぶれてしまったというようなことで、かつ、漬物の売上自体もその当時落ちたというようなことで、本当に色々なところに事故が起きると影響があるわけでございます。そのような場合、一たん事態が収まるとまた熱が冷めてしまうのですが、そういった事故が起きたときこそ、実際に衛生管理、品質管理をしっかりとやっていくことを徹底することが重要だと我々考えておりまして、実際に研修等に来られた方に聞いても、品質管理の担当者が来ても、導入するかどうかはトップが決める事なので、私どもが研修を受けて持ち帰っても、必ずしも導入になるわけではないというような声も聞いたりしますので、おっしゃられたとおり、経営者の危機意識というのをどういうふうにあおってやっていただくのかというのは重要な課題だと思いませんので、我々も制度のPR等を通じて引き続き行っていきたいと思っております。

それから、名前ですね、高度化というのがいかがなものかということでございましたけれども、若干言い訳めいた言い方になりますけれども、法律をつくるときにどういう言葉を使うかということが当時議論がありまして、要するにHACCPシステムというのが今までに比べれば高度なものだろうということで、高度化という言葉を使いました。

実際、法律として最終的にHACCPまで導入してもらうというのが最終目的でございますので、高度化基盤整備の部分というのは、従来で言えば、いわゆる一般的衛生管理と呼ばれる本当に普通のことですけれども、HACCPとの対比においてそういう言葉を使っているということで、これは法技術的な言葉の使い方になりますので、難しく感じられるかもしれません、もう1点、委員がおっしゃられたとおり、実際に現場に普及していくときには、本当にわかりやすい言葉で、かつわかりやすい資料で、わかりやすい説明でしていかないと、なかなか広まっていかないと思いますので、法律の用語は用語として、実際に広めていくときにはその点に十分留意して進めていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○山口部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○大野委員 大野と申します。私は卸売市場関係でございますが、特にHACCP法の延長につきましてはぜひしていただきたい。これは、生鮮を扱う問題の中で、先般起こりました浅漬けの問題で、白菜の販売に非常に苦慮した、生産者の方にも迷惑をかけたという問題が一つございます。これは、実際の売上自体もですが、いろいろな方面に萎縮させるということに今後つながってくるわけでございますので、ぜひこれは続けながら工程管理に力を入れていきたいということで、ぜひ法の延長をお願いしたい。

それから、論点の中で2つお願いがございます。1つは、国の6次産業化を推進していく関係において、卸売業者としてもコーディネーターとしての協力は不可欠ですが、新規に加工、あるいは製造を導入していく上において、特に総合的な安全管理を求めるに、中小の場合は相当無理がありますわけで、そこらを段階的に、ファーストステップ、ツーステップとか、3ステップとか、段階的な問題をいろいろな面で教示いただければ、すんな

り入れるのではないかというのが、中小の中で27%と低い形があるのはそういう段階的な問題の具体化を理解できていない部分がかなりあるのではないかということで、ぜひこれをお願いしたい。

もう1点ですが、私ども輸出関連で青果物の輸出に力を入れているのですが、この経験から、失礼だと思いますが、外国の法規制を正しく理解していない部分がかなり中小の場合はどうしても出てくるのです。出てきたときに、私的業者ではなかなかそこまで入りきれなくて、実際には輸出を進めたいのですが、そういう中でHACCP法になじむかどうかわからないのですが、国がこうした情報の収集と提供を国内業者にしていくよう、明確に、これは法的宣言でも結構ですが、そういう形の中で国別の基準がわからないと、細かいところまで制限がわからないとか、そういう情報を与えていただければスムーズに入っていく部分が出てくるのではないかと考えております。この2つが私のほうからの希望です。よろしくお願いします。

○山口部会長 今の2点、これから6次産業化や輸出のことを考えると、極めて重要な視点だと思いますね。改めて、HACCP関連で最もこの視点を入れながら考えていくということの御指摘だろうと思います。何かございますか。

○國井企画課長 1点目でございますけれども、まさにそのとおりでございまして、説明の中でも若干触れましたけれども、新しく入ってくる方々にいかに衛生管理、品質管理の取組をやってもらうかというのは非常に重要だと考えております。そういった意味で、今回まさに最初にやらなければいけないことに我々としては力を入れて、どうしていったらいいかということを整理して、これを広めていきたいと考えておりますので、それができた上で初めてHACCPに行けるということだと思いますので、おっしゃるとおり、段階的にうまく広めていくように努力をしていきたいなと思っております。

○小川輸出グループ長 輸出を担当しております小川と申します。輸出につきまして、今、大野委員の御指摘があったとおりでございまして、輸出をするときに、よく商談会ですとか、見本市の出展というのを補助金をつけてやっているのですけれども、それよりも以前に、まず売るためには相手方のリクエストに応えた商品を出していかないと入れないわけですね。今御指摘のあったとおり、生鮮であれば残留農薬基準ですとか、あるいはつくり方はHCCCPでございますとか、加工食品になれば今度は添加物ですとか、あるいは両方に共通しているのは表示のルールなんもあるかもしれません。

そういうものについて、国内とは違う制度が存在しておりますし、もう一方で国際的なルールづくりというのも行われておりますので、それらをちゃんとわかっていただくようになるというのは非常に重要な点であるというふうに、今、攻めの農林水産業施策の中でも輸出の戦略というのを考えているところで、今御指摘になったところは非常に重要なところで、何とかしていこうというふうに検討を進めることにしております。

○山口部会長 ありがとうございます。関係分野の方からいろいろいただいたと思いますので、できましたら異分野の委員から最後につけ加えていただいて、次の議題に移りたい

と思います。どうぞ。

○渡辺委員 大変重要なテーマだと思っておりまして、ものづくりという意味では食品とクルマは一緒だと思っております。我々の車で言っても、品質というのは命でありますので、品質は、それぞれの工程でつくり込め、品質管理は一人ひとりが主役であるということを徹底しておりますし、品質は企業の生命線だと思っております。

そういう意味で、2つ疑問がございます。まず1点目は、なぜHACCP普及が中小企業でこの程度なのか、2点目は、一般的になぜ食品の事故が起こっているのかというのを徹底的に分析しているかということです。それによって解決する方法が変わってくるのではないかという思います。

食品の事故が起こっている原因は、多分、設備の問題、人の問題、仕組みの問題、この3つだろうと思います。設備の問題は、つくる工程、設備をきちんと整備しているかどうか、あるいはその設備をきちんと管理しているかどうかということ。もう一つは、中小企業で普及していないという理由につながると思いますが、この設備がいいのかどうかということと同時に、メンテナンスのコストも含めて、高いか安いというのを本当に精査されているのかどうかということ。それから、社員の品質に対する意識の問題と同時に社員をしっかりと教育しているか、マネジメント層にそこまでに認識があるか、この3点だと思います。この人の問題はとても大事で、特に中小の方々については、意識と教育という面では不十分なまま動かざるを得ない環境があるのでないか。ならば、そこをどうやってバックアップするかと考えるということが大変重要だと思います。

3点目、仕組みですが、これはマネジメントから実際に仕事をしている人のところまで、人と整備に関してきちんと見られるようになっているかどうか、そういう仕組みができるかどうかという点だと思います。そこをしっかりと見て、どうやつたらうまく人の教育と設備の導入が図れるかどうかということを細かく見ておかなければいけないのではないかと思います。

そういう点で、この法律が本当に中小の方々の現場の実態まで把握されていて、きちんとカバーできるような法律になっているかどうか、あるいは資金手当が必要なのかどうか、もっともっと安い方法でも人の意識で品質をつくり込むことができる、設備を導入しなくても品質を確保することができるようなやり方というのを日本流に考えていくべきではないか、こういうことも含めて考えていただきたいなというのが1つです。

それから、輸出のことで1点だけ申し上げます。輸出はぜひ食品はもっともっと推進してほしいし、6次産業化により輸出促進ができるということもあると思っております。そのためにも、ベンチマークという意味で、世界基準と日本の基準がどういうふうになっているのか、整合性はどうなっているか、輸出するために日本は何をしなければいけないのか、ルールとしてはどうあるべきかを明らかにする必要があります。もっと言えば、日本と海外のルールの整合性、あるいはその違いを明確にして、海外のルールを変えてもらうような働きかけも含めて、それに対するアクションをとるということがとても大事では

ないかなと思います。

以上です。

○山口部会長 特に1点目は質問でしたけれども、設備、人、あるいは仕組みに関して、この法律との関係でもってなぜ問題につながってしまうようなことになっているのか、もう少し説明をお願いします。

○國井企画課長 お答えしたいと思います。なかなか普及が進まない理由というのは、途中でも簡単に御説明したのですけれども、まさに設備の問題とか人の問題というのには確かにありますし、そういったことが、抽象的に言いますと、どちらもハードルが高いということになっているわけでございますけれども、あと1つあるのは、やはりこれはこの法律をつくったときからの流れで、長期低利の資金を貸すというのが唯一の法律事項になっておりまして、農林公庫が貸しますので、相当程度の高い設備を導入、あるいは工場を改修したりするときにメリットがあるということになっているわけですけれども、逆に、そういった仕組みにしたことによって、HACCPというと、とにかく工場を改修して、高い金をかけて高度な機械を入れないとできないんだというような、我々の説明の仕方も悪かったのかもしれません、誤解がありまして、そういったことで、HACCPと聞くと、最初から中小の方はうちでは無理だというふうに思ってしまうというような、実際そういった印象の問題というのも裏にはあるのかなと思っています。

確かに、高度な機械を入れて、工場を改修して、ラインとかを整えたほうが重要管理点を設定してチェックするときに楽ですし、回していくのも非常に楽なんですけれども、HACCPというのはシステムですので、お金をかけずにやったりということも本来工夫すればできることなんですね。

例えば、当初のころはとにかく隔壁で仕切って清浄区域と非清浄区域を分けなければいけないというのが原則になっていたりしましたけれども、そういうところは別に安いビニールカーテンでも十分できるんだよとか、通り道をしっかりとるだけでいいんだとか、最近は我々もそういった安いやり方でもできるというようなことも徐々に普及は進めているわけですけれども、一つには中小にとってハンドルが高いという印象がかなり広まっている。実際にお金もやらないのに比べればかかりますから、そういった事実もあるのですけれども、あとは誤った印象というのが広まってしまっているのかなということも原因の一つではないかといふうに、資料に書いていない部分としては、我々としては分析をしているところでございます。

それから、事故がなぜこんなに起きているのか、設備、人、仕組みといろいろ要因はあるはずだということでございますけれども、確かに中小で特に従業員が少ないところなんかは1人の人が何でもかんでもやっているというようなことでありますし、それは汚れたところに行って、本来きれいにしてやらなければいけないことをそのままやってしまっているとか、そういった見れば驚くようなことが実際に現場では起こっているのかなと思っています。

基本的に、それぞれ起きている原因というのは物によって違うとは思うのですが、まとめて言えば、やはり初歩的なところですね。この資料では高度化基盤整備と言いましたけれども、まさに一般的に本来HACCP以前にやらなければいけないところが中小では不十分だということだろうと我々としては分析をしております。

そういう意味で、今回、高度化基盤整備という概念を入れましたけれども、ここで我々がやろうとしているのは、本当に衛生管理のために何が必要かというようなことを細かく実際につくっていくということと、それからマネジメントの話がありましたけれども、マネジメント部分についてもどういうふうにやっていくべきかということを合わせて整理したいと考えております。こういったことで改善につなげていきたいと考えております。

以上です。

○山口部会長 局長は何か。

○針原食料産業局長 渡辺委員の事故を出さないというのはどのメーカーも同じことで、他方で日本の食品は一番安全だという自負もあるわけですね。そういう中でこの取り組みをどうして進めなければいけないのかということだろうと思います。

1億2,000万人に3食ずっと食品を供給しているわけです。ところが、海外に比べて事故が起ころる率はかなり低く、他の商品に比べても低いのではないでしょうか。しかし、どうしても細菌というのは増えてしまう。それから、異物はたまに混入してしまう。それは、他の分野でもある。その蓋然性をどう低くするか、低くするシステムをどうつくるか、その問題で、規模が大きくなれば設備投資も大きくなる。しかし、小規模な事業者の方たちも、ものづくりの基本としてきちんとやる。それは昔からちゃんとやられて、江戸時代からも、食品をつくるときは必ずこのようにまな板を洗いましょうとか、消毒をしましよう、手を洗いましょうと、製造工程管理の基本は必ずやられていた。しかし、それをもう少しシステムティックにやろうというのがNASAの科学的手法。もともと宇宙食をつくるシステムから来たわけですから、最近の科学的手法を中小事業者の方にもやりやすく取り入れて、蓋然性を今よりもさらに落としていただく。なぜなら、たまたま起これば会社がつぶれる、たまたま起こればその類似商品の業界全部の問題になるということをなくす、そういうことで理解していただきたいと思っております。

それから、輸出の問題で、海外と日本のルールを見直して、整合性をチェックして、そのアクションを起こす。これは前からもやっておりますが、明確に意識してやり始めております。

その際には、2つのやり方があると思うんですが、今おっしゃったようなルールをチェックしてこちらのルールを合わせるか、向こうのルールを合わせるかというルール合わせの問題、それを浸透させる。もう一つは国際標準をつくる。この攻めのスタンダードということも今検討を開始しております。産業政策上、普通のことだろうと思って、今取り組み始めたということでございます。

○山口部会長 ありがとうございました。ここまでのこととで、事務局から提案のあった

論点2つ、かなりカバーをしましたし、方向づけについても共通だと思います。つまり、この法案は必ず次に向けて延長してほしいし、むしろ中身についてはより充実化をしたようなしっかりととした制度化をし、その裏づけも必要だと思いますけれども、そういうことをしっかりとやる。そのためのいろいろな要素を随分複数の方からいただきました。それを盛り込みながら考えるということであり、加えて、日本の1次産業、あるいは加工食品のこれから生きる道を考えると、論点2の輸出に向けてのポイントが非常に大事でありますし、そこへ向けてもこの法案が力になるような組み立てにしていくということかと思います。

というようなことで、本件、一応のめどということでおよろしいでしょうか。あるいは、ありますか。どうぞ。

○山根委員 お時間がないところ、済みません。まず、中小零細対策はぜひ進めていただきたいと思います。ただ、3ページで見ますと、50億～100億円未満の大手層の企業でかなり下がっていますよね。18年から比べても下がっている。それはとても気になります。導入後の運用コストがかかる等々の理由だと思われますけれども、そのあたりも導入後の支援等々、対応を考える必要があるのかどうかということを今後考える必要があるだろうと思いました。

それから、海外で義務化の方向に進んでいるということですが、なぜ海外では義務化ができたのかということをもうちょっと説明を伺いたいと思いました。きょうは結構ですけれども、どういう努力をしてそういう状況になったのか、環境整備として今回提案のあるような高度化支援のようなことを数年かけて力を尽くしたのかどうかということをできたら教えていただきたいと思いました。

それから、HACCPの普及には、消費者がもっとHACCPを知って信頼を寄せるということもとても大事だと思いますので、そのあたりも考えていいければと思いました。

以上です。

○山口部会長 続けてどうぞ。

○古谷委員 消費者の安全確保と国の海外戦略というところで、HACCP支援法を引き続きぜひ成立させていただければと思います。その観点で2つあります。

まず1点目、事例の共有です。ぜひ社会全体で共有してほしいなと思います。事故事例といいますか、食品の事例を見ますと、消費者もそうですけれども、事業者のほうも特定の事業者の一例といふうに思っていないだろうか。もう少し社会全体で消費者の安全確保といったところを図るためにどうしたらいいかというところで、国も事業者もぜひ取り組んでほしいなど。消費者もそのような形で何をすればいいのかということで、問題事業者、問題事例ということだけではなくて、では安全を確保するために何をしたらいいのかという意味で、ぜひ事例の共有をいい形で図っていただきたいなど。もちろん、悪い事例ばかりではなくて、導入するときのいろいろな工夫のよい事例もあると思いますので、そういう事例も共有するといいのではないかと思います。

2点目ですけれども、事業者がどうしてもHACCPであるとか、ISO22000とか、その仕組みをとることを目的化していないだろうか。そうではなくて、先ほどおっしゃいました衛生管理も品質の向上も、基本的な仕組みというところの中でそれぞれの仕組みをとらえていただくことで、ステップを踏んで事業者が中小企業も含めて取り組んでいけるのではないかということがありますので、目的はどこにあるのかというところをしっかりと踏まえていただければと思います。お時間がないので、回答は結構です。

○山口部会長 お二人から幾つかいただきましたが、コメントがあれば、事務局どうぞ。

○國井企画課長 ありがとうございました。確かに、おっしゃられたとおり、消費者の視点、輸出の観点、いろいろありますので、御指摘いただいたことを踏まえつつ、やることを引き続きやっていきたいと思います。事例の共有ですとかも進めていきたいと思っておりますし、海外の制度ももっとよく調べて、我々のところで応用できるものがあれば、引き続きしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○山口部会長 ありがとうございました。今のお二方も含めまして、この法案については継続をし、さらにどう充実、浸透させていけるかということが最大のポイントだと思いまますので、そこに視点を置きながら、先ほどののような内容を盛り込みながら、ぜひ進めてほしいと思います。

それでは、大分時間が経過をしましたので、後段のほうに移りたいと思います。まずは、平成24年度の補正予算、25年度当初予算の概要について、説明をお願いいたします。

○大角総務課長 食料産業局の総務課長の大角でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

資料2－1 「平成25年度食料産業局関連予算の概要」という1枚の紙がございます。この後ろのほうにそれぞれ補正予算の重点とその金額を書いた資料、あるいは当初予算、25年度予算の同じような資料、それからそれぞれのPR版を用意しておりますが、時間の都合もございますので、冒頭の1枚の紙で御説明申し上げたいと思います。

現在、国会で審議中の24年度補正予算、あるいは先月末に閣議決定しております25年度当初予算、それをこの1枚の紙に合わせて書いております。1番の農山漁村の所得増大対策でございますが、農林漁業成長産業化ファンドの本格始動ということで、後ほどファンドの説明が別途ございますけれども、国から流れている黄色のところの農林漁業成長産業化支援機構、A-FIVEと言っておりますが、こちらが2月から業務が開始しております。この関係予算でございまして、24年度の予算、出資200億劣後向けローン貸付とありますけれども、劣後ローン向け100億を25年度ではそれぞれ250億、100億で要求しているものでございます。また、24年度補正予算で出資向けで100億円の総額の要求しております。

それから、6次産業化支援対策でございますが、これは従来からの6次産業化を行う場合の販路開拓等のソフト支援、あるいは直売所、加工販売施設なりのハード施設整備を合わせたものでございますけれども、25年度、あるいは24年度補正は、農林漁業者のみならず地域のいろいろな関連の方々、食品、流通、加工、あるいは医療、福祉、学校、こうい

った方々とのネットワークをつくっていくというような予算について、あわせて盛り込んでいるものでございます。それで、支援のやり方を県経由の交付金化というのも一部盛り込んでおります。

ちょっと飛びまして、農林水産物の輸出対策でございます。こちらの特徴は、25年度予算のほうで、先ほどもいろいろ現地の情報をとるというようなお話をございましたが、そういった中でやはりジェトロとの連携が重要だろうということで、それによる総合的なビジネスサポート体制の構築等の予算を計上しております。また、ミラノの国際博覧会の準備に向けて経産省さんとあわせて要求しております。日本の食を広げるプロジェクトにつきましては、地産地消、国産消費、あるいは輸出促進等々の総合的な予算でございまして、これは官房政策課のほうに計上されております。

3番の再生可能エネルギーの大々的な取り組みということで、発電収入、発電を対象にしたような事業に対する支援が(1)でございますけれども、24年度補正につきましては、ハード施設整備に対しましてモデル事業でございますけれども、一度支援しまして、耐用年数でその補助金を毎年返還していただくというような形のモデル事業を要求しております。あわせて、その収入を地域に還元するということをお願いしております。当初予算のほうでは、その取り組みに対します入口から出口までのいろいろなソフト的な取り組みへの支援を要求しております。

それから、バイオマス政策のニューディールということで、バイオマス産業都市の形成に向けた計画づくり、それからその後の施設整備というようなことにつきまして支援することを予定しております。

4番の食品産業の強化でございます。食品産業のグローバル革新に向けた環境整備なり、国内事業基盤の強化を支援してまいりたいと思っておりまして、先ほど申し上げましたHACCP関連の推進もこの中に計上しております。その他、バリューチェーンの構築、災害に強い食品サプライチェーンの構築、卸売市場間ネットワークの形成等を計上させていただいております。

それから、産業化のための政策シーズの構築ということで、豊富な地域資源と異業種の連携による新産業創出に向けた事業、あるいは人材育成の事業等々を計上させていただいているところでございます。

最後に、復興庁さんの計上でございますけれども、原発の風評被害等も意識しまして、福島県産農産物等のブランド力回復に向けたPR活動等を展開する予算も計上しているところでございます。

以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございました。2点目、3点目の報告を続けてまいります。2点目、「食品産業の将来ビジョン」のフォローアップについて、報告をお願いいたします。

○池渕食品小売サービス課長 食品小売サービス課長の池渕でございます。資料3をごらんいただきたいと思います。「『食品産業の将来ビジョン』のフォローアップについて」

という2枚紙でございます。

1にございます、昨年この食料産業部会、それから懇談会でも議論いただきまして、昨年の3月に「食品産業の将来ビジョン」を策定いたしました。簡単にポイントを申しますと、イノベーションの誘発とバリューチェーンの形成により国内市場の活性化と海外市場を開拓するということが共通の目標、その際の視点として、消費者、地域、グローバルの3つの起点を明示させていただいております。さらに、共通の目標に向かった数値的な目標として、食品関連産業全体の市場規模を2020年までに120兆円に拡大するという目標を設定しまして、官民それぞれ課題や果たすべき役割について整理しております。さらに、そういった120兆円の目標に向かいまして、工程表を作成いたしまして、目標の達成状況を定期的に検証した上で、取り組みや施策の見直し・改善を行っていくこととしたところでございます。

2にございますように、ビジョンを策定いたしまして1年が経過しようとしておりますので、この1年の経過を契機に、この工程表に基づく官民それぞれの取り組み状況の検証を行うということと、今後の課題や取り組み方向について整理をして、3月の食料産業部会で報告したいと考えております。その3月の部会で御議論いただきまして、御意見を踏まえて、工程表、さらにはその施策・取り組みの見直し・改善につなげていきたいというふうに考えております。

2枚以降は、ビジョンの簡単なポイントでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○山口部会長 ありがとうございました。3点目ですが、株式会社農林漁業成長産業化支援機構に関する報告をお願いします。

○佐竹産業連携課長 産業連携課長の佐竹でございます。よろしくお願ひいたします。資料4をお開けいただければと思います。農林漁業成長産業化ファンド、A-FIVEと言わせていただいておりますが、それについて説明させていただきます。

まず、お開けいただきまして1ページでございます。この支援機構でございますが、国のお金が入っているということで、国の関与もあるということでございまして、法律が昨年できております。昨年の9月5日に公布、12月3日施行ということで、この法律に基づきまして株式会社農林漁業成長産業化支援機構ということが成立しているということでございます。

次の2ページでございますが、2ページの流れをごらんいただければと思います。この機構でございますが、国と民間、双方から出資をいただきましてできているということでございます。20年間の时限組織でございます。

この特徴でございますが、まず、地域なり、テーマに基づいた形のサブファンドというのをまず民間とこの機構から出資してつくっていただくということでございます。そのつくったサブファンドから、農林漁業者と6次化を進めていくということでございますと、

いわゆるパートナー企業を見つけていただき、そういったところと連携をしながら6次産業化事業体をつくっていただく、そこに出資と合わせて一体的な経営支援をしていくということでございます。

通常、ファンドというのは出資期間は短いのでございますが、出資期間15年ということで、農業等の特徴に応じた形の長期期間ということと合わせまして、資本に参入できる貸付、資本性劣後ローンというふうなことも組み合わせた形で6次産業化を支えていきたいと考えております。

あわせまして、このファンドとは別に、6次産業化施策の中、6次産業プランナーですか、こういった形の支援施策がございます。こういったものと合わせて連携をしながら、経営支援をしてやっていきたいと考えております。

まず、この黄色のA-FIVEの部分でございますが、次の3ページ目をごらんいただきますと、英語でAgriculture, forestry云々と書いてありますが、その「Agriculture」の「A」、「Fund」の「F」、「Innovation」の「I」、「Value-chain」の「V」、「Expansion」の「E」をとりまして、「A-FIVE」というふうな形で略称させていただいております。会長は堀さん、社長は大多和さんということで、2月1日に開業したということでございます。設立時の資本金は以上のとおりでございまして、本日ごらんいただいている委員の方々の会社からも発起人企業として御賛同いただいております。

次に4ページでございます。真ん中ほどにありますが、サブファンドでございます。まず、このサブファンドというものをつくっていくということになりますが、現在、支援機構のほうでこれに向けたいろいろな手続、審査をやっております。現時点におきまして、地方銀行を中心としましていろいろなところから手が挙がっております。その手が挙がっている、公表されていることを簡単にまとめますと、恐らくJAグループですとか、みずほファイナンシャルグループ、あるいは地方銀行等々のところから、こういったサブファンドをつくり、6次化に対して支援していきたいというふうなことがございます。年度内までに何とか幾つかのサブファンドを組織していきたいと考えております。

具体的に何ができるかということでございますが、5ページ目をごらんいただければと思います。2つほど例を出させていただいておりますが、左側はブリの輸出、水産加工品の例でございます。ブリの加工品、養殖で漁協のほうでつくったものを冷凍等を含めたきちんとした形の加工をするということによって、その際に水産加工業者、ないしは貿易会社と連携をして、お互い出資をして合弁事業体をつくることによって輸出につなげていく。それによって、農林漁業者も販路の拡大、双方にとってWIN-WINの関係になるという一つの例でございますし、右側の部分は冷凍枝豆でございますが、農業者と商社あたりがお互いに手を組んで、事業体をつくって、輸出までやるというふうな例を掲げておりますが、こういったことが考えられます。

いずれにしましても、機構が今立ち上がったところでございます。そのうちサブファンドが立ち上がり、こういった具体的な事業体に対する出資というのが行われていくことに

なりますので、この仕組みを有効に活用して6次産業化を進めていきたいと考えております。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございました。予算、ビジョン、ファンドについて、3点続けて御説明をしていただきました。どこからでも結構ですので、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○青山委員 青山でございます。6次産業化のことと輸出のことでお聞きしたいと思います。ファンドのことではなくて恐縮ですけれども、総合化事業認定ですか、認定を受けられて6次化をされていらっしゃる方が今日本にどのぐらい認定されているのか。そのうち、取材で聞きますと、認定を受けたけれども、全く動いていないというような話も聞いておりまして、どれぐらいが実際に稼働しているというのを状況としてお聞かせいただければと思います。

それと、先ほど池淵さんから、3月にフォローアップの数字を出していただけるということだったので、もし差し支えなければ、今の段階で総合化の認定事業者を含めて、出てきた課題というのが何か見つかっているようでしたら、教えていただければと思います。

もう一つが輸出のことですけれども、これから非常に期待が持てると思っております。一方で、香港とかシンガポールとか、いろいろな産地がそれぞれ物を持ち込んだために値崩れを起こしている。あと、日本のすばらしい品種があるのですけれども、日本の品種が海外で生産され、日本産同品種より安く売られているという話もよく聞きます。コストが安い国で日本が開発した品種を作ることで、後続する国にむしろメリットを与えていくというような状況も聞いております。輸出を増やすには、種苗の管理を含めた確固たる戦略というのが何よりも大事だと思うんですけれども、どのような戦略をお持ちなのかということをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○山口部会長 ファンド関連の進捗状況の話と輸出関連の質問です。事務局、お答えをお願いします。

○佐竹産業連携課長 まず、6次化の推進状況ということかと思います。いわゆる6次産業化法、地産地消の認定を受けまして、いろいろな融資ですとか補助金等の支援があるということでございます。これはファンドとはまた別のものでございますが、これにつきましての進捗状況でございますが、現時点におきまして、いわゆる6次化認定を受けているという総合化事業計画というのがございますが、1,081件ございます。

この総合化事業計画というのは5年間の計画という形になってございまして、ただ、この計画というか、そもそも6次産業化法ができたのが実は2年前の3月から施行という形になっておりまして、まだ2年、その意味ではたった2年で現時点で1,000を超える計画まで一応広がったという形になってございます。

その意味で、このフォローアップをしっかりとやっていかなければいけないというふうな御指摘かとは思いますが、まだ計画として始まっているところが多いということでございまして、具体的にまだ進んでいないのがどれだというふうな数字は今持ち合わせてございません。ただ、恐らく御指摘として、認定をつくったのはいいのだけれども、フォローアップをどうしていくのかということだと思います。まさに、そろそろそういった段階に入ってきているのかなと思っておりまして、そのフォローアップはしっかりと考えていかなければいけないと思っているところでございます。

○小川輸出グループ長 輸出について御指摘がありました。まさに青山委員御指摘のとおりでございまして、問題意識は共有しております。特に、先ほどのHACCPにおける大野委員の指摘ではないですけれども、ステップワイズですね、輸出をまずやってみようよといったときにはいろいろなマーケットに出ていくわけですけれども、ある程度進むと、御指摘のあったような香港、シンガポールといったオープンマーケットに集中する。

さらに、産地の取り組みを支援をしてきた関係から、国外にも産地前面出し型で出していくわけですね。「××県の何々でございます」と言って出てくる。国内におけるマーケットの進出と全く同じやり方をいたしておりますけれども、それはそういった市場には通用はしないわけですね。どこの国でも、国、ナショナルブランドで出していかなければいけないということで、ステップが1つ進むと、産地だけではなくて国として出していくければいけない。産地間競争で足の引っ張り合いを、特にオープンマーケットでは整理しなければいけない状態になってくる。多分、東南アジアだと、北海道以外は地域ブランドは通用しないというふうに私は考えております。その問題意識は共有して、戦略を練っていかなければいけないと考えております。

○山口部会長 ほかの方、いかがですか。どうぞ。

○柴田委員 攻めの農業の革新ということで非常に期待はしているのですけれども、私の質問は、A-FIVEの機構についてです。これは、サブファンドに出資するための機構ということで株式会社になっていますけれども、株式会社であれば利益を追求していくということですが、利益というのがサブファンドからの配当収入ということになるのでしょうかというのが1点。

それから、直接事業体に出資する場合と間接出資の線引きはどういう具合になっているのか、何をもって直接出資と間接出資に分かれるのか。

それから、もう1点、サブファンドと事業体の関係ですけれども、これは卵と鶏というか、事業体の事業プランに対して出資をしていくということになるのか。仮にその事業体が経営を失敗した場合、どういうふうな対処になるのか。ちょっと細かな質問になりますけれども、この図から若干確認してみたいと思います。

○山口部会長 ファンドに関するリターンなり、あるいは出資形態なりについての御質問だと思いますが、お願いします。

○針原食料産業局長 それは私から。御指摘のとおり、株式会社ですから利益が出なけれ

ばいません。その利益は出資による配当ですから、サブファンドに出資した場合には、サブファンドから配当が来て、それが利益になります。ただ、サブファンドの配当は事業体の出資の見返りが配当になりますから、原資は出資した事業体のパフォーマンスでございます。

15年寝かすということできなり息の長い投資ですが、15年寝た後、10年ぐらいから資金の回収をいたします。回収の戦略というのは、一番大きいのは自社株買い取りですね。何千万か出資したら、その分、株式を持つわけですから、その分、自分の株にしていただく、サブファンドの株を自分で買い取って、だんだん自分の会社にしていただく。それによってサブファンドが資金を回収し、それが原資となって返ってくる。直接出資の場合は、当然事業体の資金が流れる。

もう一つは、場合によっては上場ということも、パフォーマンスがよければあり得るだろうと思います。

あと、場合によっては、類似の機関に株式を売却して、要は株主が変わることで構成が変わることで資金を回収するという形になるかと思います。

直接出資、間接出資の違いですが、原則はハンズオンをずっとやり続ける。要は、このファンドはマッチング等、設立を支援します。それから、出資により会社づくりを支援いたします。その後、最大15年間経営を支援いたします。その15年間の支援をやれるのは、今までの例から1つのファンド大体10個ぐらいだと言われております。そうすると、地域に色々つくる場合には、地域の身近なところでマネジメントの効く形の範囲内でつくる必要がある。ですから、子会社ファンド制をつくるのが自然だろうということでございます。

ただ、例えば全国域の専門的な会社をつくる場合には、サブファンドで適当なファンドマネジャーがいない場合も想定されます。サブファンドの規模を超えるような全国規模の会社をつくるような場合、専門的な場合、サブファンドがないような状態で国益にかなうような取組をするような場合、そういう場合は直接出資というのが場合によってはあり得るのかなど。むしろ、そういうところも積極的な創造といいますか、クリエーションをしていく必要があるかなと思っております。

それから、卵と鶏の関係ということでございますが、それは両方あります。当然、サブファンドに出資をする際には、サブファンドがどういうものを対象にして、その対象分野がどのくらいのIRが出るかというのを当然審査するわけですね。サブファンドのパフォーマンスの中では、ある程度具体的な例がなければいけない。逆に、サブファンドは知らないけれども、自分はこういう会社をつくりたいんだという場合には、機構に直接言ってきていただければ、適当なサブファンドとマッチングさせてあげることで、どちらが先でもうまくいくようにやっていくのがこの会社のこれから課題ではないかと思っております。

本当に具体的な事例がないと、言葉で言ってもなかなか理解が進まないと思いますが、1つでも2つでも事例をつくりながら御理解を得るような努力をしていきたいと思っております。

ります。

○山口部会長 ほかにはいかがでしょうか。

○柴田委員 もう一つ確認です。その場合、事業体というのは6次産業化に対する事業、6次産業化事業ですから、これは単なる食品の製造ではまずいわけですね。生産段階というのが核になってきているという理解でよろしいでしょうか。

○針原食料産業局長 名前が語るように、バリューチェーンイノベーションのためのファンドですから、1次産業が2次・3次と合弁事業体をつくるバリューチェーンがてきて、ようやくこのファンドの出資、これは事業審査面でも必要ですし、農林水産業の産業化施策の一環でございますので、サブファンドから出資前の議決権の過半は1次産業側が持つという条件で国のお金を私どもが預かることになります。

○山口部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○藤田委員 藤田です。ビジョンについてですけれども、これから先、少子高齢化で若い人が農村でも非常に少なくなっていくということは御存じだと思うんですね。特に、マンパワーのところで、若い人たちが少なくなる中で、成長産業というところは非常にわかるんですね。ただ、現場にどういう形で若い人たちを受け入れていくのか。

よく聞くのは、震災以前と以降で、とくに震災以降、外国からの研修生を含めて非常に大きな変動があったと聞くんですね。特に、農業法人とか、そういう大規模な農家さんほど、そういう外国人の研修生に頼っている経営農家さんも少なくはないと言います。

一方で、なかなか若い人が入ってこないというところで、具体的に現場の人たちに政策というか、これからどういうことで先を見ながらビジョンをつくる上で、もしマンパワーの具体的な何かがありましたらお聞かせ願えればというところと、この震災以前と以降、特に中国からの研修生がやはりここに来てまたいろいろなうわさを聞いたりしているんですね。その辺も含めて、震災前のところと現在の日本に来ている国ごとのそういう人たちの大まかな変動というか、そういう統計的な数値がもしわかれば、後からでも結構ですで教えていただければと思います。

以上です。

○山口部会長 ビジョンの中の経営組織を支える人材にかかる老齢化との関連での御質問であります。事務局、いかがですか。

○池渕食品小売サービス課長 ありがとうございます。外国人研修生の具体的なデータは今ございませんけれども、震災で御指摘のあった中国人実習生を初め、かなり少なくなったというのは聞いております。これは別途数字を含めてお示ししたいと思っております。御指摘のあった若い担い手の部分につきましても、御指摘を踏まえて状況をお示ししたいと思います。よろしくお願ひします。

○山口部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○西辻委員 このファンドのものに関して、現場のほうは非常に沸き立っています、特に若い農業者なんかはこのファンドを早く利用したいという話をすごくしていまして、す

ごく期待を持っておられると思うんですが、今回のファンドで大体どれぐらいの会社さんに対して出資をされるのかという目標数値みたいなものがあれば、それを教えていただきたいのと、逆に、今6次産業化の事業体の認定を取っているところが大体1,080ほどとおっしゃられたと思うんですが、この中で出資に耐え得るような農業経営者とか、あとはこの認定を取っているところが黒字経営をしているのか、赤字経営をしているのかというところが、私たちも取っているのでよくわかるのですけれども、なかなか出資に耐え得る人たちというのは少ないのかなと思っていますし、こここのところの要件を緩和して量を増やすのか、このとられている事業体の経営者たる者のブラッシュアップをしていくのかどうかというところの戦略みたいなものがあれば教えていただきたいと思います。

○山口部会長 出資先に対する関連の御質問だと思います。

○針原食料産業局長 何でもかんでも私が答えるとよくないのかもしれません、予算のときに資料にありましたように、補正予算とことしの当初予算で300億出資します。来年度で出資で250億、そのほかに350億円の政府保証枠というのをいただいております。これで600億ということで、ことしと来年で国から900億を出資として入れる、それだけの資金力が形式上は保有できる。そうすると、民間からサブファンドで900億出資していただければ、全体で1,800億の投資能力を持つファンドになるわけですね。

そうすると、あとはどのぐらいの会社の数をつくればいいのかということで、この数は小さいところから大きいところまでさまざまあるかと思います。1件当たり1億だとすればかなりの数になるわけですが、あえて目標を今のところ出していないのは、1件当たりの出資について、予算要求上は1億ということで財政当局の御審査も受けましたが、現場で1億というと、それが前面に立って、本当は一番収益の上がるポイントというのがございますので、それを出すと、割り算してこのぐらいというのができてしまいしますので、取り組みに応じて1,000万の出資もあれば、5,000万の出資もあれば、1億の出資もある。そういうことを本当に現場目線で考えていきたいので、あえて幾つということは示していないわけでございます。

○山口部会長 ほかにおありになりますか。ファンドを中心に随分意見が出ましたけれども、やはり大事なことは、今、最後の現場は燃えているので非常にうれしく思いましたけれども、結局金が投入をされる、あるいは1次産品が横にある、それをどういうふうに、まさに6次産業化だから2次・3次のところへ持っていくような付加価値を上げられるか、それをどこに売れるかで、国内のマーケットがいっぱいだとすれば、それを海外にどう出していけるか、こういう新しいビジネスモデルをつくれる人がそれぞれのファンドアイテムにしっかりと育っていくということが非常に大事で、その人が熱を持ってやり切るということがあって、初めてファンドが生きてくると思いますので、そういう目でそれぞれ関係の方がかかわり合うということをぜひお願いをしたいと私は思います。

それでは、大分時間が経過しましたので、前段の3件についての意見交換をこれで終えたいと思います。

後段の報告事項、3件に入ります。1つ目は、バイオマス事業化戦略についてであります。報告をお願いします。

○野津山バイオマス循環資源課長 バイオマス課長の野津山でございます。資料5を1枚めくっていただけますでしょうか。昨年3月に途中経過を御報告しておりましたけれども、右側の18名の有識者の皆さん、今回は大学研究機関以外に関係企業、プラント、エンジニアのメーカーさん、あるいは味の素さんのバイオマスの責任者の皆さん、それから自治体の皆さんに入っていただきまして、9月にバイオマス事業化戦略というものをとりまとめました。これは7府省が共同でやったものでございます。

2ページ目のⅢ、下から2番目のところでございますが、まずやった作業としましては、約25のバイオマスの技術につきまして、今どれぐらいの到達段階にあるのか、実用化されているのか、あるいは実証段階なのか、研究段階なのか、それからどういう技術的な課題があるのかというのをまず整理いただきました。

その結果としまして、その下の括弧にございますが、技術としましてはメタン発酵・堆肥化、直接燃焼、固形燃料化、液体燃料化、この技術と、それから木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物、この4つのバイオマスをターゲットに、まず7府省で連携して事業化を進めていきましょうと。それから、食品供給と両立可能な次世代技術は、研究開発、技術開発としてしっかりとやっていきましょう、こういう方向性を整理いただきました。

3ページをおめくりいただきますと、それぞれ製造の技術のところ、出口、入口、それぞれ方向性を整理いただいておりまして、左下の個別重点戦略のところでは、今申し上げました4つのバイオマスとバイオ燃料について整理をいただいております。

一言で申し上げますと、木質は、山側と川下のバイオマス利用を一体的にやっていく。それから、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物、これは従来やってきたえさとか肥料、そういったものに加えて、メタン発酵という技術を使って、エネルギーをとりながら、消化液は再度農地に戻していくというようなところをもう少し多様化していこうと。

それから、戦略6のところに、バイオマス産業都市ということで、先ほど予算の説明もさせていただきました。それは4ページのほうにイメージ図がございますけれども、この戦略を実地に移して、事業として、産業としてきちっと成り立つものをつくっていきたいということで、7府省、これは内閣府、文科省、経産省、国土交通省、環境省、総務省、農水省でございますが、7府省共同で選定をして、各省それぞれいろいろな施策を持っております。木質であれば農水省が中心でありますし、下水汚泥であれば国交省ということで、うまく施策をマッチングさせて、事業として成り立つものは通していきたいということで、このバイオマス産業都市ということを進めていきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、説明でございます。

○山口部会長 ありがとうございました。次の説明事項でありますが、介護食品のあり方について、説明をお願いします。

○長井食品製造卸売課長 食品製造卸売課長の長井でございます。介護食品のあり方につ

いて、資料6に従いまして御説明させていただきます。

介護食品につきましては、食品産業の将来ビジョンにおきましても、医療や介護等の関連業種の連携等によりまして、介護食品をはじめとした高齢者ビジネスの展開の必要性などが盛り込まれているところでございます。ここを踏まえまして、私どものほうで介護食品の製造なり、流通の業者、介護の関係者などから、これまでヒアリングをしてきておりまして、我々なりに勉強した成果についてまず御説明させていただきたいと思います。

現状でございますけれども、元気な高齢者については、三食規則正しく食事をとることによりまして、1日に必要なエネルギーを摂取可能となっております。一方で、加齢に伴う身体機能の低下などによりまして、特に在宅介護者などは栄養不足の状態になるのではないかと指摘がございます。

こうした中、介護食品というのはそもそも介護という名のついた商品がないこともございまして、そもそも何なんだという定義の問題もございます。

一方で、市場規模ということで見てみると、要介護者が今506万人いると言われておりますけれども、その方が例えば1日当たりの介護保険の金額、食費なんかも入れて計算しますと2兆5,000億円になるわけですが、現時点では民間のシンクタンクの調べでは1,000億円というような状態でございまして、まだまだ潜在的なニーズはあるだろうと考えているところでございます。

こうした中で主な課題としまして、今私どもが考えておりますのは3つございます。1つは、高齢者の食をめぐる状況ということで、今申し上げましたように、一部の高齢者が低栄養状態にあるという指摘もございまして、高齢者の食事の摂取の在り方について検討する必要があるのではないか。また、介護食品はおいしくないとか、あるいは見た目がよくないとか、食味が同じだとか、そういった部分もございます。また、商品のバリエーションというものもございまして、食の楽しさとかおいしさということについて、どのように考えていくのかということがあろうかと思っております。

また、2番目でございますが、介護食品を利用しやすくするための取り組みということで、そもそもネーミングについての抵抗感というものがございますので、そうした部分についても考える必要があるのではないかということ。また、各企業でそれぞれ規格をつくれられているのですが、ある企業のものがほかの企業でどれに当たるのかというような部分について、よくわからないというような部分もございます。また、介護食品そのものが割高感があるというような部分もございます。

それから、3点目でございますが、介護食品の普及方策ということで、そもそもどこで売られているのかという声もございます。そういう意味で、介護食品の認知度の向上いうことが必要ではないかと思っております。

こうした課題はまだいろいろあろうかと思思いますけれども、今後引き続き、例えば老年医学の先生でありますとか、栄養学の先生、またホームヘルパーなどの介護食品を利用する方々などを交えながら、さらにその論点、課題等を整理しながら検討を深めてまいりた

いと考えているところでございます。

簡単ではございますが、御説明させていただきました。

○山口部会長 3点目の報告に入ります。食と農林漁業の祭典についての報告をお願いします。

○池淵食品小売サービス課長 それでは、資料7をごらんいただきたいと思います。大部になっておりますので、最後の3枚にA4の横のポンチ絵的なものが参考としてございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

24年、昨年の11月から12月を核として祭典を開催しております。これは、最初の参考の1にございます、「生産者と消費者の絆を深める」、「日本と世界の絆を深める」ということをキーワードに、我が国の農林漁業・食品産業・食品産業・農山漁村が持つすばらしい価値を国内外に伝えて、ジャパン・ブランドの再構築を図るということが目的でございます。

昨年の2月に、世界的指揮者のゲルギエフ氏によるチャリティーコンサートを皮切りに、復興食のイベントですとか、ロンドン五輪でも食イベントを開催したり、世界料理サミットの開催など、いろいろなイベントを開催しております。

それで、2枚目をごらんいただきますと、この見本となったのはフランス・パリの国際農業見本市を参考にしております。これは1964年から開催されておりまして、70万人近くの来場を誇るということで、35か国から1,142の出展者が集うというようなものでございますので、こういったことを参考に食と農林漁業の祭典を開催させていただいております。

最後になりますが、先ほど申しました3ページ目に、11月～12月に祭典のクライマックスということで、さまざまなイベントを開催してきております。毎年11月は、右側に書いてございます農林水産式典ということで、すばらしい農林漁業者に対して、天皇杯なり、内閣総理大臣杯を授与するというイベントがございます。これを核にこの食と農林漁業の祭典を開催してきているということで、全体で35万人ぐらいの方に御来場いただけたということです。

これは、日本食、和食をユネスコの世界無形文化遺産登録に申請しております、ことしの秋にもその可否が出るというふうに言われております。ことしの秋に向けて、また25年度も祭典を開催したいと思っておりますし、さらには2015年のミラノ国際博覧会、これは食や食の安全をテーマとして博覧会でございますので、それに向けてジャパン・ブランドの再構築ということで、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

○山口部会長 後段の3つの報告を踏まえまして、関連で御質問、御意見等、何かおありになるでしょうか。どうぞ。

○山根委員 後段のほうでもよろしいですよね。介護食品の在り方についてですけれども、ここはこれからニーズが大変増大するところですし、主婦連合会でも大変关心を以前より高く持っておりますし、高齢者と食ということでアンケート調査をしたり、レストランで

そうした食品の提供をしているところに食べに行ったり等々、調査等をしております。

まだ一部の企業なのかもしれませんけれども、取り組みは随分進んでいると感じています。かみごたえ、柔らかさ、それぞれに段階を設けていたり、種類も随分ふえているようになります。見た目も一般食と変わらないようなお弁当であるとか、外食等も取り組みは進んでいると思いますけれども、確かにここにあるような課題等々がありますので、ぜひ今後検討を進めていただければと思っています。

○山口部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○渡辺委員 最後のほうでこういう言い方は恐縮ですけれども、予算、ファンド、いろいろな事業など、積極的に前向きに農業立国日本を目指すのに大変いいお金の使い方になっていくだろうと思います。ただし、実行にあたっては、予算ありきではなくて、しっかりと成果を挙げているか、中身を精査しながら、必要なお金はどんどん投入していくという考え方に基づいていただければと思います。お金があるから使えるということではないわけですから、ぜひその点をよろしくお願ひしたいと思います。

特に、ファンドのところはオールジャパンで、強力にやっていかなければいけないプロジェクトだと思います。その観点から、我々ほかの産業、経済界も含めて大いにバックアップをする必要があると思いますけれども、ぜひ農林水産省の皆さんのがんばり汗をかいて頑張っていただきたいと思います。

と同時に、オールジャパンのプロジェクトでありますので、きょうのお話にも随分ありましたけれども、省庁の壁を越えていただきたいと思います。経産省や外務省やいろいろな省庁が絡んでくるプロジェクトがこれから大変多くなってくると思いますので、農水省でこれをやるよりも、オールジャパンでやるんだということで、ぜひ省庁間の壁も含めて越えてやっていただきたいなというお願いでございます。

以上です。

○山口部会長 局長、何かコメントはありますか。

○針原企料産業局長 そのとおりです。

○山口部会長 ほかにいかがでしょうか。前段も含めて、全体でまだ言い足りないという方がおありになりましたら、そこも含めまして。よろしいでしょうか。

それでは、大変に長時間にわたりまして熱心な御議論、ありがとうございました。ここで進行を事務局に返したいと思います。

○國井企画課長 山口部会長、どうもありがとうございました。

今後の食料産業部会の日程でございますけれども、既に御案内しておりますけれども、次回につきましては3月27日の水曜日に、「第9次中央卸売市場整備計画の変更について」などをテーマといたしまして、皆様にお諮り、御議論いただくこととしておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。